

農業委員会だより



主な内容

● 農業委員会からのお知らせ

- 農地パトロールの実施…………… 2
- 女性農業者相談会の実施…………… 3
- 各種お手続きについてのご案内… 5
- 総会開催日と事前予約のお願い… 5
- 農家相談コーナー…………… 6
- 農業者年金加入者インタビュー… 7

● 地域農業情報

- 農業したいまち栗原…………… 8
- おいしいお店み～つけた！ …… 8

搾乳ロボットを導入し 『楽農』を実現

金成北

千田 孝夫さん

孝夫さんは、妻の美樹さん、子供の明日美さん、陽菜さん、父の照夫さん、母の悦子さんの3世代6人家族です。

父の代から酪農を営んでおり、平成30年3月に「千田農場株式会社」を設立し、市内第一号となる搾乳ロボットを導入しました。ロボット導入により、以前に比べ乳質が良好になり、作業時間も短縮され家族との時間も増えたそうです。

今後の抱負を伺うと、「耕畜連携を図り、今まで以上に地域との関わりを持ち、栗原の農業を支えていきたい」と力強い言葉をいただきました。

今後の更なる活躍を期待します。
(取材 熊谷 ゆり委員)

農地パトロール(利用状況調査)の実施

□農業委員会では、農地法の規定に基づき、毎年地域内の農地の利用状況を調査しています。

7月中旬から9月にかけて『遊休農地の把握と発生防止』『農地の違反転用の発生防止』のため、各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、担当職員が巡回します。

調査の際は、農地内に立ち入ったり、状況写真を撮影する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

※遊休農地とは？

- ・現に耕作などが行われておらず、今後も維持管理、農作物の栽培が行われる見込みのない農地
- ・農作物の栽培は行われているが、農業上の利用の程度が周辺農地と比べ、著しく劣っている農地

□調査の結果、遊休農地のおそれがあると思われる農地の所有者（耕作者）に対し、今後の農地の利用についての意向を確認するため、利用意向調査を行います。

農地中間管理機構への貸付けを希望と回答された場合は、機構へ情報提供を行います。借受け可否については、機構から農地所有者等へ通知します。

農地の
適正な管理を
お願いします！

■遊休農地は、こんなに恐ろしい！■



- ・雑草の繁茂による害虫等の温床となる
- ・イノシシなどの有害鳥獣の隠れ場所となる
- ・ごみの不法投棄・火災の発生など
- ・・・近隣農地や周辺住民に大変な迷惑となります。

□農地についてのお悩みは、お近くの農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局にご相談ください。

令和3年度 遊休農地調査結果

(ha)

	再生可能		山林・原野化		遊休農地合計	
	対象筆数	対象農地面積	対象筆数	対象農地面積	対象筆数	対象農地面積
築館	240	37.0	795	109.9	1,035	146.9
若柳	167	13.3	304	35.5	471	48.8
栗駒	345	32.3	1,457	170.2	1,802	202.5
高清水	61	8.9	100	16.8	161	25.7
一迫	330	37.7	1,094	140.0	1,424	177.7
瀬峰	65	7.2	151	33.5	216	40.7
鶯沢	73	7.6	288	37.3	361	44.9
金成	97	8.8	1,425	235.0	1,522	243.8
志波姫	43	3.0	23	2.2	66	5.2
花山	112	14.2	253	63.2	365	77.4
小計	1,533	170.0	5,890	843.6	7,423	1,013.6

農業者年金に加入しましょう！

農業者年金は農業者の方なら広く加入できる年金です。

詳しくは、栗原市農業委員会事務局へお問い合わせください。 ☎ (42) 1239

市町村農業委員会女性委員等研修会

6月22日(水)／仙台市ホテル白萩



農業委員 大沢 純香

「女性農業者の老後設計」と題し、(株)アセット棟 代表取締役の榎原氏より講演いただきました。貯蓄を取り崩す生活は不安が大きいのので、支出以上の収入源を用意する必要があるというお話の中で、身近な手段として農業者年



金や個人型確定拠出年金(イデコ)の活用を挙げられていました。特に農業者年金は、経営者が生計を一にする家族の保険料を支払った場合は、まとめて社会保険料控除の対象となり大きな節税につながります。旧農業者年金と違い、今は積立方式となり少子高齢化でも安心です。

また、相続対策についても言及されていて、相続の順番を間違えると大きな問題が生じてしまうことや、孫に相続させる時の注意点など、初めて知ることも多くとても勉強になりました。

昨今の物価上昇に伴って、想定している以上に老後資金は必要になる可能性もあります。安心した老後について、あらためて考えさせられる研修会となりました。

女性農業者のための農家相談を開催します！



農業委員会の女性委員による女性農業者のための相談会を開催します。

農業はもちろん、暮らしのことなど、ふだん疑問に思っていること、悩んでいることを女性委員に相談してみませんか？

1. 日 時

開催日	時 間	
令和4年 8月26日(金)	午前10時～	午前11時～
	午後1時～	午後2時～

※相談時間は、お一人60分以内を予定しています。

2. 場 所 市役所金成分庁舎3階 304会議室

3. 相談内容 農業、農地のほか、疑問に思っていること、ふだん抱えている悩み事など
※相談は無料です。

4. 対 象 栗原市内の農業に携わる女性の方
(お一人でもグループでの相談も可)

5. 相談予約 前日までに農業委員会事務局
(Tel 42-1239) にお電話でご予約をお願いします。



- ご予約の際は、ご希望の時間をお知らせ下さい。
- 当日は、マスクの着用をお願いします。

令和4年度 春の叙勲



前栗原市農業委員会会長の門傳仁さん（一迫高橋上）が長年にわたる農業行政及び農業振興の発展に貢献された功績により、旭日単光章を受章されました。

門傳氏は、22年4カ月の長きにわたり農業委員を務め、在職中、会長職務代理者・会長を歴任されました。

在職時には、常に農業者の良き相談役として農業経営の安定化と近代化に意を持ち、職務を正確、迅速に遂行し、地域農業に対する深い理解をもって地域農業者の声を行政に反映させるなど、農業推進のため指導力を発揮し、耕作放棄地の解消や農地の有効利用の促進、担い手の確保・育成に尽力されました。



また、宮城県農業会議の常任会議委員や栗駒高原森林組合の理事、監事、代表監事、栗原農業共済組合の総代などの要職を歴任し、農林業団体の業務運営に貢献、農林業の振興に寄与されました。

誠にめでとうございました。

（略歴）

平成7年4月～平成10年3月 一迫町農業委員会 委員（3年）
 平成10年4月～平成13年3月 同 会長職務代理（3年）
 平成13年4月～平成17年7月 同 会長（4年4月）
 平成17年7月～平成20年7月 栗原市農業委員会会長職務代理（3年）
 平成20年7月～平成26年7月 同 会長（6年）
 平成26年7月～平成29年7月 同 委員（3年）

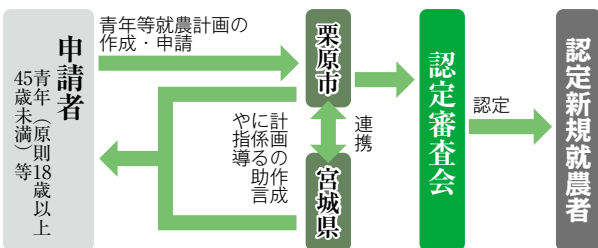
「6次産業化に取り組んでみませんか？」

6次産業化とは農林水産物の生産と加工・販売等を一体化させ、地域資源に新たな付加価値を生み出す取り組みです。農家の所得向上はもちろんのこと、未利用資源の活用による食品ロス削減、雇用の創出など、SDGsの目標達成にも関連することから、興味がある方も多いのではないのでしょうか。

市では6次産業化の実践を目指す農林漁業者が個々に抱える課題の解決や事業の改善を目的に、専門家を派遣する事業を実施しています。6次産業の事業化に向けた計画作成から、商品のブランディングや販路開拓に至るまで、専門家が伴走してアドバイスし、最大5回まで派遣を受けられます。

このほかにも、6次産業化の基礎知識を学ぶ講座の開催や、商品開発や販売促進、施設整備に活用できる補助金など、知識と資金の両面から6次産業化をサポートしています。まずはお気軽に市農業政策課（TEL:0228-22-1135）までご相談ください。

認定までの大まかな流れ



認定新規就農者のメリット措置

- ・青年等就農資金（無利子融資）
- ・経営発展支援事業
- ・経営開始型資金
- ・担い手確保・経営強化支援事業
- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）
- ・認定新規就農者への農地集積の促進
- ・農業者年金保険料の国庫補助（青色申告者に限る）

認定新規就農者になりませんか

『認定新規就農者』とは、新たに経営を営もうとする青年等が「青年等就農計画」を作成し、市で計画が認定された方がなることができます。

認定新規就農者になると、無利子での融資や多様な支援制度が受けられるなど様々なメリットがあります。

青年等就農計画は今後五年間の計画を詳細に定める必要があるため、計画作成のご希望のある方は、市農林畜産課（0228-22-1136）または宮城県栗原農業改良普及センター地域農業班（0228-22-9437）までお問い合わせください。

農業者年金に加入しましょう！

農業者年金は農業者の方なら広く加入できる年金です。

詳しくは、栗原市農業委員会事務局へお問い合わせください。 ☎ (42) 1239

各種お手続きについてのご案内

下記のとおり、申請・届出を受け付けています。

①耕作目的による権利を移動する場合

(農地法第3条、農業経営基盤強化促進法)

耕作を目的とした農地の売買や貸借等の権利移動をするには、農業委員会の許可等が必要です。

窓口

農地法第3条・農業経営基盤強化促進法
 …… 農業委員会事務局、各総合支所
 農業経営基盤強化促進法
 (農地中間管理事業による利用権設定)
 …… JA新みやぎ、農業委員会事務局
 各総合支所

②転用をする場合

(農地法第4条・第5条)

農地を居宅や駐車場、資材置場など農地以外の用途に用いるためには、県知事による農地転用許可が必要です。農地転用許可は、農業委員会で申請受付・審議を行い、農地転用許可基準から判断して決定した意見を付して県へ送付します。

窓口

農業委員会事務局

③現状変更をする場合

農地の改良行為として現状変更をする場合は、農業委員会への届出が必要です。

【条件】 施工期間は6カ月以内
 農業用施設を設置する場合は200㎡未満

窓口

農業委員会事務局・各総合支所

④相続した場合

農地を相続したときは、農業委員会への届出をお願いします。

窓口

農業委員会事務局・各総合支所

○申請期日、総会開催日は以下のとおりです。

令和4年度 農業委員会総会開催予定日と事前予約

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
申 請 日	10日(水)	12日(月)	11日(火)	10日(木)	12日(月)	10日(火)
総 会 日	29日(月)	28日(水)	27日(木)	28日(月)	26日(月)	27日(金)

※諸事情により、申請期日及び総会開催日が変更となる場合があります。

事前予約のお願い! (申請・届出・相談など)

総会開催時は担当者が不在となります。また、申請や届出・相談(農地転用・権利移動、非農地証明など)のお客様で窓口が混み合い、長時間お待ちいただくことがあります。

大変お手数ですが、農業委員会事務局または各総合支所市民サービス課産業建設係に事前予約のうえ、ご来庁いただきますようご協力をお願いいたします。

【相談予約・お問合せ先】

農業委員会事務局	42-1239
築館総合支所	22-1114
若柳総合支所	32-2124
栗駒総合支所	45-2114
高清水総合支所	58-2113
一迫総合支所	52-2114
瀬峰総合支所	38-2114
鶯沢総合支所	55-2114
金成総合支所	42-1114
志波姫総合支所	25-3114
花山総合支所	56-2114

みんなで、読もう! 全国農業新聞 発行日 毎週金曜日 購読料/1ヶ月700円(送料込)

お申し込み・お問い合わせは、栗原市農業委員会事務局まで ☎(42)1239

農業委員会審議状況

	農地法第3条 農地の 賃貸借・売買等	農地法第4条 自己所有地を 転用する場合	農地法第5条 権利を設定・移動 して転用する場合	農用地利用集積計画 認定農業者等への 賃貸借・売買等	非農地証明 使用されている土地 について農地で ないことの証明	空き家に付属 する農地の 指定申請
3月	34件(236,701.66㎡)	0件 (0.00㎡)	9件 (6,129.00㎡)	142件(1,370,989.00㎡)	4件 (2,322.00㎡)	0件 (0.00㎡)
4月	22件(111,434.29㎡)	5件(3,866.81㎡)	6件 (2,985.00㎡)	92件 (727,647.98㎡)	4件(16,692.00㎡)	0件 (0.00㎡)
5月	14件 (66,150.00㎡)	0件 (0.00㎡)	8件 (4,244.38㎡)	18件 (78,517.00㎡)	2件(12,743.00㎡)	0件 (0.00㎡)
6月	28件(123,339.01㎡)	0件 (0.00㎡)	13件 (1,503.99㎡)	15件 (115,027.00㎡)	7件(23,675.00㎡)	0件 (0.00㎡)

農家相談コーナー

Q 農地台帳には載っているものの、ずっと前から原野化・山林化している土地があります。現況に併せて地目を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 農地を農地以外に使用（転用）する場合は、都道府県知事等の許可を受けなければ行うことは出来ず、無断で転用した際には厳しい罰則があります。

しかしながら、その土地が何らかの原因で非農地となり、復元が困難（※）かつ再び農地として利用される可能性がない場合、非農地証明願を行うことが出来ます。非農地となった実情及び実態が真にやむを得ないものであると農業委員会が判断した時に限り、非農地証明書を交付しますので、法務局で地目変更登記の手続きを行ってください。

非農地証明を希望される方は、現地の状況が分かる写真を準備し、事前予約の上、農業委員会事務局へご相談ください。

※山林化しているなど、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な（人力又は農業用機械では耕起、整地が出来ない）土地が該当します。

登記手続きをお忘れなく！

地目の変更や所有権の移転（農業経営基盤強化促進法によるものを除く）については、農業委員会や宮城県から許可を得ただけでは登記内容が更新されません。

許可を得た後は、忘れずに法務局で登記手続きを行ってください。

農地の無断転用 stop!!

農地を農地以外に使用（転用）する際は、都道府県知事等の許可を受けなければなりません。許可を受けず無断で転用した場合は、行政処分や刑事処分が行われます。

農業者年金に加入しましょう！

農業者年金は農業者の方なら広く加入できる年金です。

詳しくは、栗原市農業委員会事務局へお問い合わせください。 ☎ (42) 1239



(取材
菅原勝宏委員)

「米価の下落により、経営をしていくためには効率良い作業が求められる。耕作地の集積、近代化大型機械の導入、コスト削減といろいろな面から考え経営していかなくてはならない。」と語っていました。

濁沼正治さんは水稲50ヘクタールを経営しており、普段は夫婦二人で作業をしています。春の繁忙期には親戚や友人、シルバー人材に依頼して作業を行っています。

「米価の下落により、経営をしていくためには効率良い作業が求められる。耕作地の集積、近代化大型機械の導入、コスト削減といろいろな面から考え経営していかなくてはならない。」と語っていました。

今後の抱負を伺うと、

農業者年金 加入者にインタビュー

栗駒滝ノ原 濁沼正治さん

しっかり積立て、
がっちりサポート
安心して豊かな老後を

農業者のみなさんへ

農業者年金は、国民年金に上乗せできる
あなた自身の積立年金です

ポイント
1

保険料は自由に選べる! (2万円~6万7千円、千円単位)
さらに、35歳未満であれば、
1万円からでも加入可能! ※要件あり

ポイント
2

認定農業者で青色申告者等には、
国庫補助で手厚い支援!
1万円の自己負担で **2万円の積立てが実現!**

ポイント
3

自ら支払った保険料は、
全額社会保険料控除の対象!

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



農業したいまち 栗原

先代の方々がきり開いた土地を守りたい

栗駒泉沢地区 泉沢集落営農管理委員会

代表 佐藤 正 芳さん

今回ご紹介するのは、栗駒泉沢地区の集落営農管理委員会の皆さんです。

平成12年創立、既に20年間活動を運営されており、会の構成員は同地区内の33世帯です。

こちらの委員会では、中山間地域等直接支払制度を活用し、対象農用地である長者原地区及び谷地田地区の耕作面積12・2ヘクタールの水田を牧草地として集団転作を行い、和牛繁殖農家への牧草の供給を行っています。また、畦畔や農道の保全管理を行っており、



景観の維持につきましても大変重要な活動を積極的に展開している団体です。そこで、代表の佐藤正芳さんに

お話を伺って参りました。

我々の地区においても高年齢化が進んでおり、共同作業に協力して頂ける人数が減少して来ています。それに加え、令和4年度における「水田活用の直接支払交付金」の主な拡充・見直しにおいて、現場の課題を検証しつつ、今後5年間に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない方針が打ち出されたことについて、非常に困惑されておりました。

いままでも国の方針に沿いながら、牧草地として維持管理を行ってききましたが、水田に戻すとするとネズミ穴等からの漏水が懸念される等、復田は容易ではない。ここで復田した面積分は、現在水稲を行っている農地を転作に充当しなくてはならないなど、問題が山積みだとのお話を伺いました。

今回の方針見直しは、地域の弱体化とともに、農地の荒廃にもつながりかねないと感じて参りました。現場の課題を検証しつつ、とあるが、こちらを是非ともお願いしたいと思えます。泉沢地区の皆さん、取材の御協力をお願いします。

(取材 高橋 寛委員)

おいしいお店

み~つけた!!

「ガーデンレストラン SPRING Rd.」

☎0228-24-9821

〒989-5501 栗原市若柳字川北塚ノ根22-2 KWGP内

「あったらいいな」を実現した『ガーデンレストラン SPRING Rd.』は、2021年12月にオープンし、現在は栗原市に移住して働いているスタッフもいるそうです。

非日常空間とおいしい料理で春の道のあるくようなあたたかい気持ちになってほしい・・・そんな思いが込められたお店のおすすめメニューは、ステーキや牛すじのトマトソースパスタ、伊豆沼レンコンを使用したハンバーガーなど。ご家族・ご友人と一緒に、または自分へのご褒美として贅沢な時間を過ごしてみたいかがでしょうか。(取材 鈴木和子委員)



〈営業時間〉	
平日ランチ	11:00 ~ 15:00 (ラストオーダー 14:30)
ディナー	17:00 ~ 21:00 (ラストオーダー 20:30)
土・日・祝	11:00 ~ 21:00 (ラストオーダー 20:30)
〈定休日〉	水曜日

編集後記

農は万業の大本(おおもと)なり。かの二宮尊徳の格言です。農業を単なる食糧生産のツールとして捉えるだけではなく、農業の持つ多様な可能性と役割や機能が、豊かな経済活動の礎となりえると唱えています。昨今の混沌とした社会情勢や異常気象など、私たちは、今年ほど食糧安保がおよびやかされるなど、あたりまえが失われると考えた年はないのではないのでしょうか。是非、万業たる国には、農業政策にもう少し考えを傾注していただきたいものです。(大場 裕之委員)